

平成25年1月8日
独立行政法人農畜産業振興機構

肉用牛肥育経営安定特別対策事業（新マルキン事業）の
肥育牛補填金単価について【平成24年11月】

平成24年11月に販売された生産者積立金の納付が免除された
交付対象の契約肥育牛に適用する肉用牛肥育経営安定特別対策事業
実施要綱附則10、19及び22の肥育牛補填金の単価については、
下記のとおりです。

記

青森県、岩手県、宮城県、福島県、栃木県、茨城県、千葉県、
長野県、新潟県、宮崎県、熊本県及び鹿児島県

| 肉専用種 | 交雑種 | 乳用種 |
|--------|---------|---------|
| 6,300円 | 68,400円 | 53,100円 |

注：補填金交付額に見合う財源が不足する場合、上記補填金単価を減額
することがあります。

- 肉用牛肥育経営安定特別対策事業実施要綱（抜粋）
第5の6の（10）のアの（イ）
県団体は、肥育安定基金の全額を取り崩してもなお支払うべ
き肥育牛補填金の額に不足が生じる場合は、理事長の承認を
受けて、補填金単価を減額することができるものとする。

連絡先

畜産経営対策部 肉用牛肥育経営課
担当：坂西、青木
電話：03-3583-8623

(参考)

肥育牛補填金の単価の算定(生産者積立金の納付が免除されたもの)

[平成24年11月]

青森県、岩手県、宮城県、福島県、栃木県、茨城県、千葉県、長野県、新潟県

宮崎県、熊本県及び鹿児島県

単位：円／頭

| 区 分 | 肉専用種 | 交雑種 | 乳用種 |
|-----------------|-------|--------|--------|
| 全国算定値 (A) | 8,400 | 91,200 | 70,900 |
| 4分の3相当額 (A)×3/4 | 6,300 | 68,400 | 53,175 |
| 補填金単価 | 6,300 | 68,400 | 53,100 |

注：100円未満切り捨て